

# お知らせ



東京都シルバーパスの  
お知らせ 4月～9月・新規購入者用

満70歳以上の都民で、申し込まれた方に都営交通・都内を走行する民営バス等が利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。

**対象** 都内に住民登録されている満70歳以上の方(寝たきりの方を除く)

**有効期間** 発行日～令和5年9月30日  
**申込** 満70歳になる月の初日から(1日

生まれの方は前月1日から可)。西東京バス五日市営業所でお申込みください。  
**費用** 課税状況により異なります。

対象者	費用
①5年度住民税「課税」で、③以外の方	10,255円 (4～9月発行分)
②5年度住民税「非課税」の方	1,000円
③令和5年度住民税課税者であるが4年の合計所得金額が135万円以下(※1)の方	1,000円

※1 不動産譲渡所得に係る特別控除額(令和4年分)がある場合は控除し  
ます。該当する方は、必要書類が異なる場合があります。

## 必要書類

全員▶本人確認書類(保険証または運転免許証など)

対象者②③の方▶次のいずれか1点  
ア令和5年度介護保険料納入(決定)通知書  
知書

※所得段階区分欄に「1」「2」「3」「4」「5」「6」のいずれかの記載があるもの  
イ令和5年度住民税課税/非課税証明書  
ウ生活保護受給証明書(生活扶助)

※介護保険料納入決定通知書の再発行はできません。紛失された場合は、住民税課税/非課税証明書をご用意します。

※ア、イは、令和5年度の住民税などの賦課決定が行われるまでの期間(4～6月頃)は、令和4年度の書類で代用できます。

## 問 一般社団法人東京バス協会

シルバーパス専用電話

☎03(5308)6950

(土日・祝日を除く午前9時～午後5時)

## 木造住宅耐震診断および耐震改修交付制度について



「日の出町耐震改修促進計画」に基づき、町民の皆さまの防災意識の向上と、災害に強いまちづくりを推進するため、耐震診断を行う方及び耐震診断の結果により、住宅の改修、修繕または補強を行う際に助成金を交付するものです。

①木造住宅耐震診断費助成金交付制度  
助成対象 町内に住所を有し、次に掲げる要件を備えている住宅を所有する個人とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅  
(2) 所有者が自ら利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅であること。

【助成金額】 診断機関が行った耐震診断に要する費用(消費税に係る部分を除く)の2分の1に相当する額で2万5千円を限度とする。

②木造住宅耐震改修費助成金交付制度  
助成対象 耐震診断の結果、倒壊する可能性の高い又は倒壊する可能性があると診断された住宅について、当該耐震改修を実施することにより一応倒壊しないことが判断できる住宅の所有者とする。

助成の対象となる耐震改修工事は、当該工事に要する費用の額が30万円(消費税に係る部分を除く)。以上とする。

【助成金額】 耐震改修に要した費用(消費税に係る部分を除く)の3分の1に相当する額で30万円を限度とする。

※詳細につきましては、担当まで問合せください。

## 問 まちづくり課

都市計画係

☎042(588)5114



## 機関車バス「青春号」の活用者を募集します



全国唯一のトレイラータイプの路線バスとして「武蔵五日市駅～つるつる温泉」間で運用しておりました機関車バス(青春号)は、車両老朽化のため令和5年3月31日をもって運行を終了いたしました。

しかし、長い間町の観光を支えてきた青春号に、第2の人生を与えたい!という思いから、青春号を引き取り活用していただける方を募集いたします。

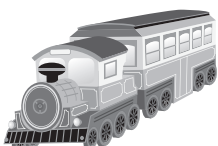
募集条件や内容につきましては町のHPをご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。

募集期間 4月1日(土)～28日(金)まで  
応募条件 町HPをご覧ください  
電話でお問い合わせください

## 問 産業観光課

商工観光係

☎042(588)4101



下水道事業が公営企業会計に移行します

下水道事業については、経営の健全性や計画性・透明性の向上等を目的として官公庁会計「日の出町下水道事業特別会計」から公営企業会計「日の出町下水道事業会計」へ移行しました。

公営企業会計への移行は、主に会計方式の変更であり、下水道使用料の金額が変更となるなど、町公共下水道を使用する皆さまに直接の影響はありません。

問 まちづくり課 下水道係

☎ 042 (588) 5139

各種相談事業を実施しています

日の出町では、毎月第2水曜日（祝日の場合は翌週の水曜日）に相談事業を実施しています。

消費生活相談

消費トラブルや悪質商法に関することの相談を受けます。

相談日 毎月第2水曜日

相談時間 午後1時～4時まで

(先着順・1人30分程度)

場所 役場教育センター2階 相談室

相談員 消費生活専門相談員

対象 町内在住・在勤・在学の方

申込 当日、直接お越しください。

問 産業観光課 商工観光係

☎ 042 (588) 4101



総合相談

町では、毎月第2水曜日に総合相談を実施しています。

人権擁護委員・行政相談委員・弁護士の4人が同一部屋で相談を受けます。

主な内容は次のとおりです。

〔人権擁護委員2人〕

児童虐待、家庭内の問題、日常生活での差別・嫌がらせ等の問題、日常生活での心配ごと、人権に関することなど

〔行政相談委員1人〕

国や地方の仕事について、苦情がある、困っていることがある、こうしてほしい、苦情を申出たが説明に納得いかない、手続の仕組みやサービスの制度が判らないなど

〔弁護士1人〕

法律相談（金銭貸借、離婚、相続、その他日常の法律問題等）

相談時間 午後1時～4時まで

※1人30分（予約制）原則、時間の指定はできません。

定員 6人

費用 無料

申込 電話▼相談日の7日前から前日までの平日午前9時～午後4時まで受付

※定員になり次第締切

問 町民課 窓口サービス係

☎ 042 (588) 4108



日の出町出産・子育て応援交付金事業

町では、国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、新たに「日の出町出産・子育て応援交付金事業」を開始しました。また、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近な相談に応じる相談支援も一体的に実施しています。

事業開始日

令和5年3月1日

事業内容

- ・妊娠期から出産・子育て期までの継続的な相談に応じる「伴走型相談支援」として面談・アンケートの実施
- ・「出産応援ギフト（5万円相当）」・「子育て応援ギフト（5万円相当）」の交付



日の出町個人情報保護制度が変更します

町では「日の出町個人情報保護条例」に基づき個人情報保護及び開示請求等行ってきたが、国の個人情報保護法の改正を受け、令和5年4月1日より、個人情報保護法に基づく全国的な統一ルールで運用されることになりました。

今までの日の出町個人情報保護制度と新たな個人情報保護制度とで、個人情報保護措置の水準が変わることはありません。主な内容は次のとおりです。

開示請求に係る手数料

町においては、従前と同様に開示手数料を徴収せず、写しの交付に係るコピー代金（A3判まで1枚あたり10円）となります。

個人情報開示等の請求者

請求者本人、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人となります。（本人からの委任状や本人確認書類の提出が必要です。）

個人情報ファイル簿の作成・公表

一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報等を体系的に構成した「個人情報ファイル簿」を作成し、公表します。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

問 総務課 広報係

☎ 042 (588) 4116



日の出町のちやん